

改正

平成18年12月1日掛川市規則第39号

平成23年7月19日掛川市規則第23号

平成24年7月9日掛川市規則第24号

令和3年3月31日掛川市規則第14号

掛川市排水設備指定工事店条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条に規定する指定を受けようとする者は、掛川市排水設備指定工事店指定（指定更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書、経歴書及び条例第4条第4号アに該当しないことを証する書類（個人の場合に限る。）
- (2) 商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に掲げる書類（法人の場合に限る。）
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の責任技術者証（静岡県下水道協会が交付する下水道排水設備工事責任技術者証をいう。以下同じ。）の写し
- (6) 工事の施工に必要な機械器具及び設備を有していることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定工事店の指定について市長が必要と認める書類

(指定工事店証)

第3条 条例第5条に規定する排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）は、様式第2号のとおりとする。

2 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに掛川市排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出して再交付を受けなければならない。

3 指定工事店は、条例第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく、市長に指定工

事店証を返納しなければならない。

- 4 指定工事店は、条例第10条第2項の規定により指定の効力を停止されたときは、その期間中において、指定工事店証を一時返納しなければならない。

(指定の更新)

第4条 条例第8条に規定する指定の更新を受けようとする者は、掛川市排水設備指定工事店指定(指定更新)申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(届出義務)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出は、掛川市排水設備指定工事店指定辞退届出書(様式第4号)によるものとする。

- 2 条例第9条第2項の規定による届出は、掛川市排水設備指定工事店変更届出書(様式第5号)によるものとする。

(責任技術者の責務)

第6条 責任技術者は、法令、条例及び規則その他市長が定めるところに従い、工事の設計及び施工に当たらなければならない。

- 2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完成検査に立ち会わなければならない。

(責任技術者証)

第7条 責任技術者は、工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、住民、利害関係者及び市の職員等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(事務連絡会)

第8条 市長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

- 2 責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の掛川市排水設備指定工事店規則(平成10年掛川市規則第27号)、大東町排水設備指定工事店規則(平成12年大東町規則第13号)又は大須賀町排水設備指定工事店条例施行規則(平成16年大須賀町規則第5号)の規定によりなされた処分、手続

その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月1日掛川市規則第39号）

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成23年7月19日掛川市規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月9日掛川市規則第24号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和3年3月31日掛川市規則第14号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第2条、第4条関係）
 様式第1号（第2条、第4条関係）

掛川市排水設備指定工事店指定（指定更新）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

指定工事店の指定（指定の更新）を受けたいので、掛川市排水設備指定工事店条例施行規則第2条（第4条）の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新		
責任技術者	住	所	氏	名
			登録第	号
			登録第	号
			登録第	号
			登録第	号
			登録第	号
指定番号	指定第 号			
指定年月日	年 月 日			

（注）

- 1 該当する箇所の□にレ印を付けてください。
- 2 指定番号及び指定年月日の欄は、指定の更新を申請する場合にのみ記入してください。

様式第2号 (第3条関係)
様式第2号 (第3条関係)

掛川市排水設備指定工事店証	
指 定 番 号	指 定 第 号
住 所 (所 在 地)	
商 号 (名 称)	
氏 名 (代 表 者 名)	
指 定 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<p>掛川市排水設備指定工事店条例第4条第1項の規定により、上記の者を掛川市排水設備指定工事店として指定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>掛川市長 氏 名 印</p>	

様式第3号（第3条関係）
様式第3号（第3条関係）

掛川市排水設備指定工事店証再交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

指定工事店証の再交付を受けたいので、掛川市排水設備指定工事店条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	指定第	号
指 定 年 月 日	年	月 日
指 定 有 効 期 間	年	月 日から 年 月 日まで
再 交 付 の 理 由	<input type="checkbox"/> 損傷	<input type="checkbox"/> 紛失

（注）該当する箇所の□にレ印を付けてください。

様式第4号（第5条関係）
様式第4号（第5条関係）

掛川市排水設備指定工事店指定辞退届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

指定工事店の指定を辞退するので、掛川市排水設備指定工事店条例施行規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

指 定 番 号	指 定 第 号
指 定 工 事 店	
理 由	

（注）指定工事店証を添付してください。

様式第5号（第5条関係）
様式第5号（第5条関係）

掛川市排水設備指定工事店変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

掛川市排水設備指定工事店条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 組織 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 商号 <input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 責任技術者 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号
変 更 前	
変 更 後	

（注）

- 1 該当する箇所の□にレ印を付けてください。
- 2 責任技術者の新規登録の場合は、雇用関係を証する書類及び責任技術者証の写しを添付してください。